

2019年10月配信【第94号】

名銀「アジアビジネスクラブ」

アジアクラブ通信

— CONTENTS (第94号) —

○ トピックス

「ジェットロサービスの活用方法」

○ 次号のトピックス予告

次回は、タイからの現地情報をご紹介します

ジェットロサービスの活用方法

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）について、皆さまはお聞きになられたことはございますか。ジェトロは、前身の日本貿易振興会を引き継ぐ形で2003年に設立された組織です。諸外国との貿易や投資促進等を通じ、日本の経済・社会の発展に貢献することを目指しています。2019年9月時点で日本国内拠点50カ所、海外事務所は54カ国74事務所のネットワークを有し、主に中堅・中小企業の海外展開や輸出の支援を行っています。

旺盛な需要や経済の拡大が見込まれる海外市場を視野に、海外進出や販路拡大に力を入れている企業が多くいらっしゃり、日頃より名古屋銀行はお客さまから海外ビジネスのご相談を頂戴しております。2015年4月に当行はジェトロ名古屋と「中堅・中小企業等の海外展開支援における連携強化に関する覚書」を締結し、ジェトロ名古屋に研修生を派遣する等して当機構と連携しながらお客さまの海外支援をしております。

そこで今回は、近年よくご利用頂いているジェトロのサービスやジェトロが現在力をいれている事業についてご紹介したいと思います。

【利用の多いジェトロサービス】

(1) 貿易投資相談（無料サービス）(<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>)

海外でのビジネスを検討する際に、様々な段階で生じる疑問について、皆さまはどのように解決していますか。ジェトロには実務経験が豊富なアドバイザーがおり、輸出入や海外進出実務等の多岐にわたるご相談に対応しています。年間数千件という問い合わせに対応しており、最近の事例として、タイに駐在員事務所を設立する際の注意点や法規制について知りたい、ベトナムへ化粧品やサプリメントを輸出する際の規制について知りたい、中国で生産した製品を米国へ販売する際の物流・商流の相談がしたい等のお問合せを頂いております。オンラインやEメールでの対応が基本となりますが、ご希望で面談でのご相談も可能です。日本国内で皆さまのお悩みを解決することができます。どこに相談すべきか分からないといったお悩みでも、お気軽にお問合せ下さい。

1 ご相談のお申し込み

お客様情報とご相談内容の登録

 **オンラインの場合**
24時間受付

 **お電話の場合**
9-12時、13-17時
土日・祝祭日・年末年始を除く

ご回答のご連絡およびフォローアップのために以下の情報をご登録いただけます。お電話の場合はオペレータからお伺いします。

お客様情報	相談内容
1. お名前	1. 対象地域・国(※3)
2. 企業名	2. 質問内容
3. お電話番号(※1)	・ 注意事項(※1~3)を確認する +
4. 所在地(都道府県)	
5. E-mailアドレス(※2)	

なお、サービス品質向上のため、オペレーターとの通話を録音させていただいております。

2 ご回答

ジェトロからのご連絡

担当アドバイザーが電話もしくはメールで回答いたします。

ご相談には受け付け順に対応します。

面談ご希望の場合も、電話にて日程調整します。希望日の5営業日前までを目安にお申し込みください。

お願い：

第三者への提供・開示を前提とするご相談は、ご質問の趣旨・内容が正確に把握できず、誤った情報提供に繋がる恐れがあるため、当該ビジネスの当事者の方からお申し込み願います。また、回答は相談者のみに提供いたします。なお、本サービスでは、調査の請負、代行、翻訳等は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

ご相談後に、ジェトロより状況確認およびフォローアップのお電話をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 海外ブリーフィングサービス(無料サービス) (<https://www.jetro.go.jp/services/briefing/>)

海外出張の際に、事前調査として是非ご利用頂きたいサービスです。先に述べた通り、ジェトロは海外に70カ所を超える事務所を有しており、現地で情報収集や市場調査等を行っております。事前予約制となりますが、ジェトロの海外事務所にて現地一般経済事情や商習慣、ビジネス環境や生活環境について、現地駐在員や専門アドバイザーから情報提供を行っております。情報提供は一般的なものであり、専門分野については対応できない場合もありますが、現地の生の情報を得られるサービスです。また、中立的な立場で情報を提供している点もご利用企業に喜ばれております。最近の事例を紹介いたしますと、ベトナムでの法人設立に伴う注意点、北米の日本食レストランの動向について等のご相談を頂いております。



(3) 貿易実務講座(有料サービス) (<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/nagoya/lectures.html>)

これから海外取引を始められる方からすでに実務を担当されている方まで幅広いレベルの方を対象に、各国内事務所が様々な講座を行っております。今年度のジェトロ名古屋では、貿易に初めて携わる方向けに貿易実務基礎編を年4回、三国間貿易の完全理解、L/Cなど代金決済について理解する貿易実務中級編、展示会に向けたビジネス英語や英文メール作成を目的としたビジネス英語講座、英文契約書の作成と理解を目的とした講座等を開催しております。既に終了している講座もございますが、今後開催予定の講座もございますので、是非ご利用ください

【力を入れて取り組んでいる事業】

(1) 新輸出大国コンソーシアム (<https://www.jetro.go.jp/consortium/>)

海外ビジネスに精通した専門家が、継続的な企業訪問や海外への同行(展示会への同席、商談同席)を行うことで、海外拠点設立や販路開拓等の支援を一貫して行うサービスです。特に、海外へ初めて進出する企業や取引のない国・地域へ販路開拓を行う企業にご利用いただいております。ジェトロの中でも手厚い支援サービスであり、審査があります。また、年度毎のサービスであり、今年度利用され

ている企業は2020年2月末まで支援を受ける予定です。企業訪問や海外出張に伴う専門家の旅費交通費はすべてジェットロでの負担であり、費用をかけることなくアドバイザーに相談できます。「無料でアドバイザーを受け入れしているような感覚」とおっしゃられる企業もいらっしゃいます。

当行経由でお申込み頂き、このサービスを利用して海外に会社を設立され、現地での商売を始められた企業もございます。今年度も多くの企業にご利用頂いており、現在私も当サービスの支援に携わっております。ベトナムに現地法人を設立したいという企業に対して、現地駐在経験のある専門家が担当し、企業と一緒に戦略を練り、工業団地の視察を行い、現地コンサル訪問の際には同席し、仕入れ先ローカル企業のリストアップを行う等幅広い支援を行っています。また、ヨーロッパで飲食店を開業したいという企業に対しては、食品関係の専門家が担当し、立地選定から法人設立手続き、現地での味覚やトレンド調査、メニューの検討等の支援を行っています。経験豊富なアドバイザーの知恵を借りながら、海外ビジネスのスタート、事業拡大を目指せるサービスです。

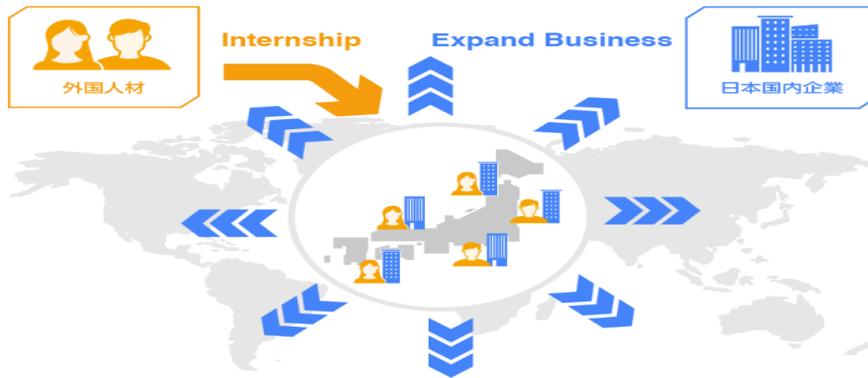
海外展開のフェーズ	課題	対応する専門家
PHASE 01 海外展開戦略策定段階	<ul style="list-style-type: none"> 海外展開したいが本当に行くべきか迷う 情報と課題が膨大で輸出・進出先が絞れない 何が分からないかもわからない 	 海外展開戦略策定支援 SWOT分析等の支援 受付中
PHASE 02 事業計画策定段階	<ul style="list-style-type: none"> 海外展開を決めたが何から始めたら良いかわからない 事業計画書が無い FS調査、コストシミュレーションを実施したい 	 パートナーによるハンズオン支援 戦略策定から事業計画作成、計画実行まで一貫して支援 審査あり 受付中
PHASE 03 計画実行・立ち上げ段階	<ul style="list-style-type: none"> 法人登記、契約締結等の手続きがわからない 輸出実務がわからない 物件、人材、現地パートナー新規顧客を探したい 工場・店舗を立ち上げたい 	審査あり 受付中

(2) 高度外国人材に関する事業 (<https://www.jetro.go.jp/services/escort.html>)

現在、日本国内には140万人を超える外国人労働者がいるといわれています。その中でも、ジェットロでは技能実習生ではなく高度な知識や技能を有する人材「高度外国人材」の採用・活用の支援を行っています。企業の海外展開における最大の課題は、海外展開を担う人材をどのように確保するのかということではないでしょうか。当行にもジェットロにも人材活用に悩まれているお客さまからの相談が増えています。海外展開を目指す企業にとって、「高度外国人材」を登用していくことは重要な選択肢となっており、彼らを将来の海外営業担当や現地法人の責任者として育成していきたいと考えている企業が増えている気がします。日本だけでなく世界がグローバル人材を求める中で、日本企業と外国人材を繋ぎ、育成や定着までの幅広い支援をジェットロでは取り組んでいます。年度毎で支援を行っており、既に受付を終了しているサービスが多いですが、今年度の主なサービスをご紹介します。

① 国際化促進インターンシップ（審査あり・今年度終了）

外国人のインターンシップ受入を通して、海外展開等に取り組む社内体制の強化を目指して頂くサービスです。受入れ企業においては、約2カ月の外国人のインターン期間を経て、外国人目線での商品開発や将来の外国人採用等を見据えた協働経験を積む機会になります。当行のお客さまでは4社が当サービスを利用され、いずれもベトナム人を受入れする予定です。



② 海外ジョブフェア（審査あり・今年度終了）

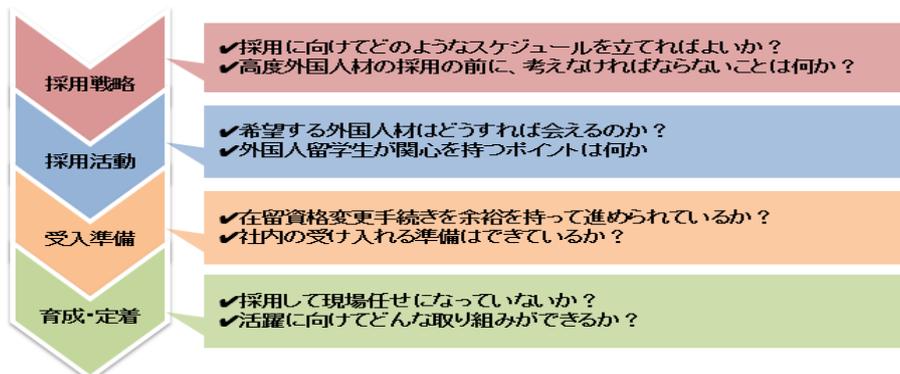
海外での合同就職説明会を行うことで、現地大学生の採用機会の提供や現地大学との交流機会を設けるものです。今年度はインドネシア（ジャカルタ・バンドン）、インド（デリー）、ベトナム（ハノイ・ダナン・ホーチミン）の3カ国6都市にて開催予定です。就職説明会では企業ブース内にて企業説明や学生相手に質疑応答を行えるほか、事前にWEBで面接を行った学生と個人面接を行うことができます。また出展に伴う費用負担はありません（渡航費などは自己負担です）。

● 出展企業のメリット

	<p>① 費用負担の軽減 出展料、ブース基本装飾費、広報費等が無料。 企業が単独でジョブフェア出展する場合に比べて費用を抑えることができます。 ※渡航費等は自己負担となります。詳しくは、事務局が提供するサービスを参照ください</p>
	<p>② オンライン応募管理システムによる、効率的な採用スキーム 企業が「会いたい人」と面接ができ、応募者を逃しません。 出展企業と参加予定者が、ジョブフェア開催前からシステム上でスカウト・応募が可能。企業は事前に選考しておけば、ジョブフェア当日は、「最終面接の実施」や「内定」を出すことも可能です。</p>
	<p>③ 日本政府主催ジョブフェアによる集客効果 日本政府主催のジョブフェアとして、現地大学、日本語機関に対して広報を展開。 出展企業に対する安心感を与え、応募・入社への動機付けにもつながります。 ジョブフェア前後に現地大学へ訪問し、理工系・日本語専攻等の学生や教職員との交流機会を提供します。</p>

③ 高度外国人活躍推進コーディネーターによる伴走型支援（審査あり・受付中）

外国人材に関連する機関の取り組みや関連情報に精通したコーディネーターが継続的に訪問することにより、高度外国人材の採用計画策定から、採用活動、社内体制整備を行うにあたって必要なサービスや関連情報の提供を行うなど一貫した支援を行います。（当サービスは現在想定を超えるお申込みを頂いており、今年度の受付を来月締切させて頂く可能性がございます。）



【最後に】

ジェトロでは今回ご紹介したもの以外にも多くのサービスがございます。また、ほとんどのサービスが無料で利用可能です。海外ビジネスにおける総合支援を行っていますので、ご不明点等ございましたらジェトロ名古屋までお気軽にお問い合わせください。

名古屋銀行 法人営業部 ジェトロ名古屋研修生
服部 貴明

【出典】

- ・ジェトロ (<https://www.jetro.go.jp/>)

名古屋銀行の中国拠点

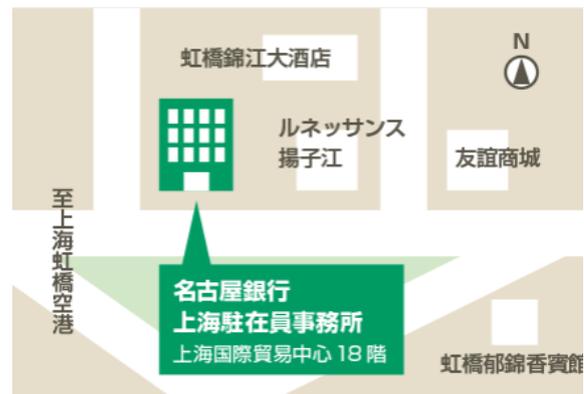
■ 南通支店

中国江蘇省南通市経済技術開発区
通盛大道 188 号 創業外包服務中心C楼
2F
TEL: <86>513-8919-2280
FAX: <86>513-8919-2281



■ 上海駐在員事務所

中国上海市長寧区延安西路 2201 号
上海国際貿易中心 1809 号室(18階)
TEL: <86>21-6275-4207
FAX: <86>21-6275-9461



<ご注意>

- 法律上、会計上の助言: 本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。
- 法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持: 本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 免責: 本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。
- 著作権: 本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製。引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

【事務局】 名古屋銀行 法人営業部 国際ビジネス推進グループ

TEL: 052-962-9522 FAX: 052-962-6043